

第 24 回 議会改革推進特別委員会

令和 5 年 8 月 3 日 (木)
13 時 30 分 ~ 時 分
第 4 委 員 会 室

【委員】 牛尾委員長、西田副委員長
三浦委員、村武委員、小川委員、佐々木委員、田畑委員

【委員外】

【議長団】 笹田議長

【事務局】 下間局長（書記）、小寺主事

議 題

- 1 議員選出監査委員の廃止について
 - (1) 議会と監査をつなぐ仕組み（議選監査委員の活用）

 - (2) 監査委員の選出・任期

- 2 議会における ICT の活用と推進について
 - ・電子採決システムの導入

- 3 その他

○次回開催 月 日 () 時 分 全員協議会室

令和4年9月定例会議初日の代表監査委員説明（会議録抜粋）

※各会計の決算認定議案の提案説明後に、

- ・ 認定議案について代表監査委員の審査結果の報告
- ・ 決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査の報告 を行っている

○議長（笹田卓） 認定第1号から認定第7号について、代表監査委員の審査結果の報告を求めます。

◎代表監査委員（小池満） 代表監査委員の小池満でございます。

上程中の認定第1号から認定第7号までの決算審査について申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付されました令和3年度浜田市一般会計、特別会計歳入歳出決算並びに地方自治法第241条第5項の規定により審査に付されました基金運用状況につきまして、議会選出監査委員の岡本正友氏と審査を行いましたので、その結果についてご報告申し上げます。①

審査の詳細につきましては、令和3年度浜田市一般会計・特別会計歳入歳出決算等審査意見書をご覧ください。

審査の対象は、令和3年度浜田市一般会計歳入歳出決算と令和3年度浜田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算等6件の特別会計の歳入歳出決算、そして令和3年度実質収支に関する調書及び令和3年度財産に関する調書並びに令和3年度基金の運用状況でございます。

審査の期間でございますが、令和4年6月1日から同年8月15日までの間であります。

審査の方法といたしましては、浜田市監査基準に準拠した審査手続により行い、一般会計、特別会計歳入歳出決算審査では、市長から提出されました令和3年度の一般会計、特別会計の決算書、その他地方自治法施行令に定める書類について調査照合するとともに、関係各課職員から説明を求め、計数の確認、予算執行状況の適否について精査いたしました。

また、基金の運用状況の審査では、その計数の正確性を検証するため、関係諸帳簿との照合、その他通常実施すべき審査手続を実施したほか、関係職員から説明を求め、審査いたしました。

審査の結果、一般会計、特別会計歳入歳出決算審査では、審査に付された各会計の歳入歳出決算書類及び附属書類は関係法令に準拠して作成され、かつこれらの計数は関係諸帳簿と符合し、正確であると認めました。

基金の運用状況の審査では、審査に付された基金の運用状況を示す書類の計数は、関係帳簿等と照合した結果、誤りのないものと認められ、また基金の運用状況は妥当であると認めました。以上で令和3年度の浜田市一般会計、特別会計の歳入歳出決算審査並びに基金運用状況審査の報告といたします。

○議長（笹田卓） 認定第8号から認定第10号について、代表監査委員の審査結果の報告を求めます。

◎代表監査委員（小池満） 上程中の認定第8号から認定第10号までの決算審査について申し上げます。

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付されました令和3年度浜田市水道事業会計と令和3年度浜田市工業用水道事業会計及び令和3年度浜田市公共下水道事業会計の決算につきまして、議会選出監査委員の岡本正友氏と審査を行いましたので、その結果について報告をいたします。

②

審査の詳細につきましては、令和3年度浜田市公営企業会計決算審査意見書をご覧ください。

審査の期間は、令和4年6月8日から同年8月15日までの間であります。

審査の方法としましては、浜田市監査基準に準拠した審査手続により行い、市長から提出されました令和3年度浜田市水道事業会計と令和3年度浜田市工業用水道事業会計及び令和3年度浜田市公共下水道事業会計の決算書類とその附属書類について、計数の正確性及び適法性を慎重に精査するとともに、関係職員から説明を求めています。

審査の結果、審査に付された各会計の決算書及び附属書類は地方公営企業法、その他関係法令等に準拠して作成されており、その計数は諸帳簿及び証書と符合し、正確であり、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則にのっとりた経営成績及び財政状況の全ての重要な点において、おおむね適正に表示しているものと認めました。以上で浜田市における令和3年度浜田市水道事業会計と令和3年度浜田市工業用水道事業会計及び令和3年度浜田市公共下水道事業会計の決算報告といたします。

③

引き続きまして、報告第13号の令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査について申し上げます。

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付されるものであり、議会選出監査委員の岡本正友氏と審査を行いました。

審査の詳細につきましては、令和3年度浜田市健全化判断比率及び浜田市資金不足比率審査意見書をご覧ください。

審査の対象は、令和3年度浜田市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び令和3年度浜田市公営企業会計の決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類でございます。

この審査の期間は、令和4年6月1日から同年8月15日までの間であります。

審査の方法といたしましては、浜田市監査基準に準拠した審査手続により行い、市長から提出されました令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の状況に係る算定資料について、関係職員から説明を求め、計数の確認及び適否について精査いたしました。

審査の結果、審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも算定計数に誤りはなく、適正であるものと認めました。

健全化判断比率の4指標である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、国の示す基準から見ると、本市の財政は健全段階の範囲にあると認めました。

また、資金不足比率は、いずれの会計も資金の不足はないため、算定されていないことを認めました。以上で浜田市の令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の審査報告とさせていただきます。

最後になりますが、少子・高齢化、人口減少に伴う社会保障経費の増加や公共施設の老朽化への対応、いまだ衰えることのない新型コロナウイルス感染症の影響に伴う経済対策など、今後さらなる財政需要が見込まれます。現在、健全な財政運営を行っている浜田市においては、各種財政指標の動向を注視しつつ、その中身をしっかりと分析し、将来に責任ある持続可能な財政運営を目指す必要があります。将来推計や市民ニーズを見据え、最少の経費で最大の効果を上げるという基本理念に立ち、引き続き健全な財政運営に最善を尽くされるよう望むものであります。



市政情報

くらし・手続き・まちづくり

健康・福祉・子育て

産業・ビジネス

教育・文化・スポーツ

移

令和5年度監査計画

登録日：2021年4月23日

シェアする

ツイート

LINEで送る

令和5年度年間監査計画

区分	監査・審査対象等	監査・等 時期
定期監査	地域福祉課、健康医療対策課、子ども・子育て支援課（子育て世代包括支援センターを含む）、新型コロナウイルススワクチン対策室、商工労働課、産業振興課、ふるさと寄附推進室、広島事務所（広島PRセンターを含む）、農林振興課（農林業支援センターを含む）、農業委員会、水産振興課、観光交流課	8月～
随時監査	必要があると認める事案	9月～
行政監査	特定の行政事務及び事務事業(経済性・効率性・有効性の観点による監査)	9月～
財政援助団体等監査	財政援助等を行っている団体から抽出	8月～
決算審査及び基金の運用状況審査 健全化判断比率審査 及び資金不足比率審査	令和4年度浜田市一般・特別会計及び基金の運用状況等（収入未済不納欠損を含む） 令和4年度浜田市公営企業会計（水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計） 令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率	6月～
例月現金出納検査	計数の確認、現金等の保管状況の確認、収入支出に関する書類の審査等	毎月2

※ 議会日程や住民監査請求等により計画を変更する場合があります。

※ 機構改革が実施された場合は、原則として、対象部署の主要事務を引き継いだ部署を対象として監査を実施します。

※ 定期監査では、令和4年度分の歳出を主に審査することとし、必要に応じて他の年度の執行分も監査対象とします。

(参考) 浜田市監査実施方針及び監査計画

浜田市監査委員

市民の視点に立ち、市の行政運営が公正で合理的かつ効率的に実施されているかを効果的に監査し、結果を分かりやすく公表することにより、市政への信頼確保と市民の向上に貢献するため、浜田市監査委員監査基準第13条の規定に基づき監査実施方針を以下のとおり定めます。

1 基本方針

監査委員は、市を取り巻く内外の諸状況を勘案し、次の方針に基づき効果的かつ効率的に監査を実施します。

- (1) 法規性に加え、経済性、効率性、有効性の視点も強化し、実効性の高い監査手法により監査を実施します。
- (2) 監査結果に基づく業務改善の取組みを提案し、実施した監査結果の改善状況の確認を行います。
- (3) 監査委員を補佐して監査を行う事務局職員の監査知識の向上に努め、実効的な監査体制の構築を図るなど、組織体制の充実に取組みます。

2 実施計画

市の財政状況を踏まえ、事務事業が法令等に基づいて適正に効率的に執行されているか、事業の目的が有効に達成されているか、また、事業執行に当たり、透明性や説明責任が保たれ、内部統制体制が整備されているか、年間の監査計画に基づき、適時監査を実施します。

3 監査等の種類

(1) 財務監査

ア 定期監査

財務に関する事務の執行が法令等に基づき適切に執行されているかを重点的に検査することとし、併せて経済的、効率的及び有効的に事業が執行されているかどうかを主眼部を単位として概ね3年ごとに実施します。

また、過年度の監査指摘事項に対する措置状況を検証し、改善状況の確認を行います。

イ 随時監査

事案の発生の恐れ、または発生した場合に、必要があると認めるとき、定期監査に準じて実施します。

(2) 行政監査

事務事業が適正に執行されているか、必要があると認めるとき、個別テーマを定め、定期監査と併せて実施、または別途実施します。

(3) 財政的援助団体等に対する監査

市が補助金等の財政援助や出資を行っている団体、公の施設の指定管理者について、必要があると認めるとき、市からの財政援助等に係る事業の執行状況及び所管課の指導適切に行われているかについて監査を実施します。

(4) 例月現金出納検査

会計管理者及び企業出納員の各会計の現金出納事務について、適正に執行されているか毎月諸帳簿の計数確認及び検査を行います。

(5) 決算等審査

令和4年度の決算について、各会計の決算書、附属書類、基金の運用状況の計数の正確性及び予算の執行状況の審査を行います。また、健全化判断比率及び資金不足比率が定まっているか審査を実施します。

(6) その他

住民監査請求等、監査委員に対する請求に応じて地方自治法に基づき監査を実施します。

4 監査等の結果報告及び公表

監査結果の報告及び審査意見書は市民から見て分かりやすい表記となるよう努め、報告したときは、速やかにその内容を公表します。

CONTACT

/ このページに関するお問い合わせ先 /

浜田市 監査委員事務局

電話番号 : 0855-25-9830

QUESTIONNAIRE

/ このページに関するアンケート /

このページは見つけやすかったですか？

- 見つけやすかった どちらとも言えない 見つけにくかった

このページの内容はわかりやすかったですか？

- わかりやすかった どちらとも言えない わかりにくかった

このページは参考になりましたか？

- 参考になった どちらとも言えない 参考にならなかった

アンケート内容を送信する

お探しの情報は見つかったでしょうか？

情報を探す

[前のページへ戻る](#)

[ホーム](#) / [市政情報](#) / [予算・決算・監査](#) / [監査](#) / [令和5年度監査](#) / 令和5年度監査計画

[このサイトの
ご利用方法について](#)

[著作権・リンクについて](#)

[浜田市情報セキュリティ
ポリシー](#)

[サイトマップ](#)



島根県

浜田市役所

住所 〒697-8501 島根県浜田市殿町1番地

電話 [0855-22-2612](tel:0855-22-2612) (代表)

開庁時間 月曜日～金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで
(土曜日・日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は閉庁)

法人番号 3000020322024

[浜田市庁舎のご案内](#)

[各課へのお問い合わせ](#)

Copyright © Hamada City All Rights Reserved.

[ページの
先頭へ](#)

◆議会における ICT の活用と推進について

(1) LINE WORKS の活用

- ・特別委員会として、議会全体でLINE WORKSを導入し、活用していく方向性を決定（今後、検討結果報告を議長へ提出）
- ・11月の常任委員会の改選後から議会全体で活用できるよう準備していく
※現在の委員会構成が変更になるためグループ変更が必要
- ・活用できる機能
チャット機能、ビデオ・音声通話機能、スケジュール管理、画面共有、既読機能
カレンダー機能、アンケート機能

(2) 電子採決システムの導入

【導入による効果】

- ・表決の迅速化（現在は議長が目視）
- ・起立・挙手が困難な議員の表決支援
- ・傍聴者等への採決状況の公開性の向上（個々の議員の賛否がモニター上で明確）
- ・表決記録の自動化 など

【導入にあたっての課題】

- ・導入経費（ランニングコスト）
- ・会議規則の改正
- ・議員のシステム活用の習得 など

【採決システムの種類など】

① SideBooks のタブレット採決システムを活用する方法

- ・現在導入している SideBooks のクラウド本棚オプション機能を活用する方法
<https://sidebooks.jp/vote/>
- ・経費：初期費用 8 万円、年額費用 36 万円（税別）

② 議場マイク等の設備更新に伴い採決システムを新規整備する方法

- ・マイクに外付けで用意した採決専用ユニットを活用する方法
- ・経費：初期費用 約 150 万円（税別） ※年額費用なし
（制御システム：約 36 万円、投票ユニット 25 基：約 114 万円）

